

日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 の変更に関する審査結果

原規規発第 2109221 号
令和 3 年 9 月 22 日
原子力規制庁

1. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 3 年 8 月 10 日付け 2021 濃計発第 23 号（令和 3 年 9 月 13 日付け 2021 濃計発第 36 号をもって一部補正）をもって、日本原燃株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 22 条第 1 項の規定に基づき申請された濃縮・埋設事業所加工施設保安規定変更認可申請書が、原子炉等規制法第 22 条第 2 項第 1 号に定める加工の事業の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に定める核燃料物質による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

なお、原子炉等規制法第 22 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについては、加工施設における保安規定の審査基準（原管研発第 1311274 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 22 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。なお、本審査結果においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約、言い換え等を行っている。

2. 申請の概要

本申請での保安規定の変更は、加工施設の経年劣化に関する技術的な評価（以下「評価」という。）について、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和 41 年総理府令第 37 号。以下「加工規則」という。）第 7 条の 4 の 2 第 2 項に基づき、再評価を行い、次の 10 年間に実施すべき当該加工施設についての施設管理に関する方針（以下「長期施設管理方針」という。）を策定したことから、加工施設の施設管理に関することとして添付 3 に定めている長期施設管理方針を変更するものである。

3. 審査の内容

3-1. 原子炉等規制法第 22 条第 2 項第 1 号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、加工の事業の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

- (1) 施設管理について、保安規定に定める長期施設管理方針が、加工の事業の許可又は変更の許可を受けた加工施設の位置、構造及び設備の内容等と整合していること。

3-2. 原子炉等規制法第22条第2項第2号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

(1) 加工規則第8条第1項第16号（加工施設の施設管理）

加工規則第8条第1項第16号に関する審査基準は、事業を開始した日以後20年を経過した加工施設については長期施設管理方針が定められていること、長期施設管理方針を策定し、加工施設の施設管理に関することを変更しようとする場合は申請書に評価の結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること、技術評価書及び長期施設管理方針の内容は「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」等を参考として記載されていること等としている。

規制庁は、申請者が、現在定めている長期施設管理方針が適用期間を超えるため、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」等を参考にして再評価を実施し、その結果を取りまとめた技術評価書を踏まえて長期施設管理方針を定めていることを確認したことから、加工規則第8条第1項第16号に関する審査基準を満足していると判断した。